

各 位

会 社 名 株式会社タカチホ
 代表者名 代表取締役社長 久保田 一臣
 (コード番号：8225 東証JASDAQ)
 問合せ先 常務取締役管理本部長 袖山 英則
 (TEL 026-221-6677)

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 71 期定時株主総会に下記のとおり株式の併合（10 株を 1 株に併合）、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）及び発行可能株式総数の変更（1,600 万株から 160 万株に変更）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合する株式の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日をもちまして、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 10 株を 1 株の割合をもって併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式総数	7,275,000 株
株式併合により減少する株式数	6,547,500 株
株式併合後の発行済株式総数	727,500 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有の株主様 130 名（そのご所有株式数の合計は 148 株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 194 条第 1 項及び当社定款第 9 条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の

株式を売渡すことを当社に請求することができるとともに、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

<株主構成>

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,269 名 (100.0%)	7,275,000 株 (100.0%)
10 株未満所有株主	130 名 (10.2%)	148 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	1,139 名 (89.8%)	7,274,852 株 (100.0%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 71 期定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合 (1) 併合を必要とする理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(注) 上記の変更にあたり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日となりますが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 71 期定時株主総会で、本株式併合に係る議案単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合」に記載の株式併合により、当社の発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することから、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 1,600 万株から 160 万株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 71 期定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 今後の日程

取締役会開催日	平成 29 年 5 月 15 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 29 年 11 月上旬 (予定)
端数株式の処分代金の支払い開始	平成 29 年 12 月上旬 (予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

添付資料

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位として用いられている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを決定いたしました。また、望ましい投資単位として「5万円以上50万円未満」という水準を明示し、上場企業に対して望ましい投資単位水準への移行及び維持に努めるよう要請しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、売買単位の変更後も投資単位の水準を維持し、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響は与えないのですか？

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることがありませんので、株式市況の動向などの他の要因を別にすれば、理論上は株主様のご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となります。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか？

A 5. 株主様が所有する当社株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか？

A 6. 株式併合及び単元株式数の変更を同時に行うため、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	2,600株	2個	260株	2個	なし
例②	1,428株	1個	142株	1個	0.8株
例③	993株	0個	99株	0個	0.3株
例④	9株	0個	0株	0個	0.9株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応

じてお支払いいたします。なお、お支払代金につきましては、平成29年12月頃にお支払いさせていただく予定にしております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が9株以下の場合（上記の例④の場合）は、この9株については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8. 株主優待に変更はありませんか？

A8. 単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株主優待券の配布基準となる所有株式数を以下のとおりといたします。

【現在の配布基準】

所有株式数 (毎年3月31日現在)	湯ったり苑各店 共通入浴券
1,000株以上 5,000株未満	5枚
5,000株以上 50,000株未満	10枚
50,000株以上	20枚

【株式併合及び単元株式数の変更後】

所有株式数 (毎年3月31日現在)	湯ったり苑各店 共通入浴券
100株以上 500株未満	5枚
500株以上 5,000株未満	10枚
5,000株以上	20枚

Q9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

A9. 特に必要なお手続きはございません

【お問合せ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問合せください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00~17:00)